

第 3 回 富 山 地 域 合 併 協 議 会

開催日時 平成 15 年 6 月 25 日 (水)
午後 2 時から
開催場所 とやま自遊館ホール

【会議概要】

新任副会長及び委員の紹介

会長あいさつ 森 富山市長

議 事

報告事項

ア．富山地域合併協議会規約の変更について

イ．富山地域合併協議会新市の名称等検討委員会の委員について

ウ．電算システム統合に係る支援業務委託の内容について

提起事項

・新市建設計画の策定方針(案)について

正式協議事項

議案第 10 号 平成 15 年度富山地域合併協議会補正予算 (第 1 号) について

議案第 11 号 富山地域合併協議会における合併協定項目及び協議方針について

【出席委員】

(50 音順)

役 職 名	氏 名	備 考
富 山 市 長	森 雅志	会 長
大 沢 野 町 長	中 齊 忠雄	副会長 会長職務代理者
大 山 町 長	清 水 忠夫	副会長
八 尾 町 長	吉 村 栄二	副会長
婦 中 町 長	大 島 外夫	副会長
山 田 村 長	山 崎 吉一	副会長
細 入 村 長	野 尻 昭一	副会長
富 山 市 助 役	石 田 淳	
大 沢 野 町 助 役	新 畑 彬	
大 山 町 助 役	正 橋 寛	
八 尾 町 助 役	今 川 隆司	

婦中町助役	水和 恒久	
山田村収入役	関 和夫	
細入村助役	河村 進一	
富山市議会議長	島田 祐三	
大沢野町議会議長	石坂 孝夫	
大山町議会議長	畔田 武雄	
八尾町議会議長	本多 哲三	
婦中町議会議長	柞山 数男	
山田村議会議長	村上 伸治	
細入村議会議長	堀 勇一	
大沢野町議会合併対策特別委員会委員長	植野 稔	
大山町議会市町村合併特別委員会委員長	岡本 保	
八尾町議会市町村合併特別委員会委員長	杉山 峰夫	
婦中町議会市町村合併問題特別委員会委員長	藤澤 隆	
山田村議会市町村合併対策特別委員会委員長	山田 尚忠	
細入村議会市町村合併特別委員会委員長	本多 憲昭	
富山市自治振興会連絡協議会	亀谷 義光	
富山市女性団体等連絡協議会会長	大泉美登子	
大沢野町自治会連合会代表	上口 勇三	
大沢野町老人クラブ連合会女性代表	林 美津子	
大山町自治振興会連合会	岡本 武勇	
大山町なごみの会会長	池田 薫	
八尾町工場協会会長	高野 啓良	
八尾町フォーレスト八尾会代表	林 のぶ子	
婦中町自治会連合会会長	加藤 善吾	
婦中町ボランティア連絡協議会会長	吉田美紀子	
山田村自治振興会代表	小西 源清	
山田村農業協同組合代表理事組合長	名徳 隆弘	
細入村総合計画審議会委員	圓山 達行	
細入村地域づくり団体代表	水井 君枝	
婦負森林組合代表理事組合長	北山 虎雄	
富山県経営企画部市町村課長	酒井 三郎	
富山県商工会議所女性会連合会会長	高沢 規子	
(社)富山青年会議所理事長	林 不二男	
富山商工会議所会頭	八嶋 健三	

欠席委員：4人

【傍 聴】

報道関係：11社(14人) 一般：21人

第3回富山地域合併協議会

阿部事務局長

初めに新しく副会長及び委員の方々就任されておりますのでご紹介させていただきます。本ご紹介させていただきますのは、山田村の臨時議会及び構成6市町村6月定例議会において、山田村の当富山地域合併協議会への正式参加が議決されたことにより、委員として新たに就任された方々であります。

まず、副会長で第1号委員であります山田村長・山崎吉一様（拍手）第2号委員には山田村収入役・関和夫様（拍手）第3号委員には山田村議会議長・村上伸治様（拍手）第4号委員には山田村議会市町村合併対策特別委員会委員長・山田尚忠様（拍手）第5号委員には山田村自治振興会代表・小西源清様（拍手）同じく山田村農業協同組合代表理事組合長・名徳（みょうとく）隆弘様（拍手）以上6名の方々であります。

それでは開催にあたり森会長からご挨拶をいただき、議事に入らせていただきたいと思います。会長、議長席の方へよろしくお願いをいたします。

森会長

皆さん、どうもご苦労様でございます。第3回の富山地域合併協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。行政・議会の関係の皆様方には6月議会が終了したばかりのこのような時期でございますし、また住民代表、共通委員の皆様におかれまして、何かとお忙しいご予定の中だったと思いますが、ご出席を賜りまして、まず冒頭お礼を申し上げる次第でございます。

また今ほど、事務局からも報告がございましたが、5月議会におきまして、山田村さんが当協議会の参加を議決されましたことを皮切りに、それぞれの構成市町村議会におきまして、規約の変更につきまして議決をいただいたところでございます。これまでオブザーバーという形でご出席をいただいておりますが、山田村の山崎村長さん、関収入役さん、村上議長さん、山田委員長さん、また住民代表のお立場でご出席をいただきます小西・名徳委員の皆様方には、今回から正式のメンバーとしてご参加をいただいたわけでございます。これから大変なご努力をお願いすることと存じますが、是非この富山地域の合併につきましてご尽力を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。本日は富山地域合併協議会におけます合併協定項目及び協議方針などにつきまして協議いただくわけでございます。どれもこれも住民に直接影響のある事柄でございますので、着実に歩みを進めてまいりたいと考えております。どうか委員の皆様方には、こういった点にも十分ご理解をいただきまして、従来にもまして本協議会の運営、そしてまたこの合併の歩みにつきまして、ご支援とご協力を賜りますよう改めてお願い申し上げて、冒頭のご挨拶とさせていただきます。次第でございます。よろしくお願いをいたします。（拍手）

森議長

それでは早速議事に入らせていただきます。まず議案の審議に入ります前に本日の会議録署名委員の指名をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。今協議会の会議録署名委員に4号委員でいらっしゃいます岡本保さん、5号委員でいらっしゃいます高野啓良さんお二方を指名したいと思っております。よろしくお願いをいたします。

それではまず報告事項から進めてまいりたいと思っております。報告事項の「ア．富山地域合併協議会規約の変更について」事務局から報告をお願いいたします。

事務局

本年4月1日に富山地域協議会が構成6市町村でスタートし、5月23日に山田村臨時議会におかれまして、富山地域合併協議会への正式参加が議決され、構成6市町村の6月定例議会におきまして、山田村参加に関する関係議案が議決されたことから、規約変更するものでございます。5ページをお願いいたします。新旧対照表が載せてございます。変更箇所でございますが、第1条「協議会の

設置」のアンダーラインの部分ですが、改正前は、富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町及び細入村となっておりましたところを、婦中町の後に山田村を追加させていただきました。また、規約の施行日は平成15年6月25日、本日となっております。以上であります。

森議長

ただいま説明のございました富山地域合併協議会規約の変更につきまして、何かご質問等はございませんでしょうか。それでは無いようでございますので、次の「イ．富山地域合併協議会新市の名称等検討委員会の委員について」事務局から報告をお願いいたします。

事務局

第2回協議会で「新市の名称等検討委員会の設置」について、ご承認いただきました。その規程の第3条で、委員会は富山地域合併協議会の委員の中から、会長が指名する委員をもって組織することになっております。7ページの委員名簿をご覧いただきたいと思っております。住民代表3名、共通委員2名、議会代表3名、行政代表3名、計11名の委員構成となっております。共通委員として富山県市町村課の酒井課長さん、富山商工会議所の八嶋会頭さんの2名、各市町村代表として9名の方々にご就任をいただいております。うち3名は富山市、他の6名の方々は構成6町村の方々にそれぞれ1名ずつご就任いただいております。以上であります。

森議長

ただいまの説明でも申し上げましたが、規程に基づきまして、私の方で指名をさせていただき次第でございます。ご理解をいただきたいと思っておりますし、また指名させていただきました委員の方々には大変ご苦労をお掛けいたしますけれども、よろしくお取り組みいただきますようお願いを申し上げます次第でございます。

それでは次に「ウ．電算システム統合に係る支援業務委託の内容について」事務局から報告をお願いします。

事務局

9ページをお願いしたいと思います。電算システム統合に係る支援業務委託の内容でございまして、契約件名は、「富山地域情報システム統合に係る支援業務委託契約」でございます。現在構成市町村におきましてはそれぞれ独自の電算情報システムが稼働いたしておりますが、富山地域の合併に伴いまして、これら各市町村の電算情報システムを合併期日までに安全・確実に統合し、住民の方への窓口サービスの低下を招かないようにする必要がございます。このため電算情報システムの統合に係る作業を進めるにあたりましては、それぞれ各市町村の主要システム、ネットワークを開発した企業、並びに合併に伴うシステム統合のノウハウを要する企業による支援が不可欠でございます。このことから、これらに経験と実績があります企業4社による共同企業体と契約いたしましたところでございます。

契約の相手方といたしましては、インテック、富士通(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・データ、西日本電信電話(株)、富山地域情報システム統合に係る支援業務委託共同企業体でございます。業務委託の主な内容につきましては、電算情報システム統合に向けての基本計画の作成やその進捗管理等、ここに掲げております(1)から(5)までの各業務でございます。以上でございます。

森議長

ただいま報告申し上げましたことにつきましてご質問等はございませんでしょうか。無いようでございますので、それでは続いて提起事項に入りたいと思っております。まず会議次第にもございますが、「新市建設計画の策定方針(案)について」事務局から説明をお願いします。

事務局

新市建設計画の策定方針について別紙のとおり提起するということで、11ページ目をお願いしたいと思います。この方針案につきましては、去る6月6日に開催されました富山地域合併協議会市町村建設計画策定委員会でご審議されたものでございます。新市建設計画は、合併特例法で「協議会が策定する」

と定められており、合併後の新市の将来のビジョンを住民の方々に示すと共に、合併後の新市のマスタープランとしての役割を果たすものでございます。この方針案はその策定にあたり、基本的な考え方を大枠で示すものとしてご提起するものでございます。内容でございますが、合併特例法第5条で謳われております、新市を建設していくための基本方針、計画を実現するための新市の根幹となる事業、それから公共的施設の統合整備及び財政計画を中心に取りまとめるものでございます。

まず序論でございますが、1番目に合併の必要性といたしまして、合併の背景として地方分権、少子高齢化、住民ニーズの高度化・多様化等に対応するための合併の必要性を検討します。2番目に建設計画の概要としまして、計画全般の主旨を明示いたしまして、富山地域合併協議会発足にあたっての確認書などを尊重するものいたします。3番目に計画の構成は建設の基本方針、建設の根幹となる事業、公共的施設の統合整備、財政計画の4つとして構成するというところにいたします。建設計画の期間であります、概ね10年間といたします。次に新市の概況でございますが、新市の概況につきましては、構成市町村の地勢、歴史的背景、社会経済情勢等から、地域の現況を分析・把握いたします。また、県などの上位（長期）計画を把握しながら、広域的な位置付け・役割を整理していきたいと思っております。これらの分析と住民アンケートの調査の結果等を踏まえまして、地域全体の共通認識に立った新市のまちづくりの課題を検討したいと考えております。12ページをお願いしたいと思っております。次に主要指標につきましては、地域の実態にあった人口、世帯数等を推計するものいたします。それから基本方針でございますが、基本方針では新市の将来像を示しますと共に、将来像を実現するための基本方針、まちづくりの柱といいますが、そういうものを明示したいと思っております。それから土地利用の方向性でございますが、既存の市街地の状況や中山間地等、それぞれの地域の特性を活かした有効利用を図ると共に、ゾーニング・軸線等により概念的な都市構造を設定いたしまして、地域別の土地利用の基本方向と地域間連携のあり方について検討いたしたいと考えております。主要施策では、今程申しました基本方針を進めていくために、主要施策の体系を図りますとともに、県事業との整合性を図りながら、ハード・ソフト両面を含めて主要事業の位置付けを検討したいと考えております。公共的施設の統合整備につきましては、住民生活に密接に関連いたしますので、各地域の特殊性やバランスなどを勘案いたしまして、適正配置を検討したいと考えております。財政計画につきましては、新市の建設計画を踏まえ、健全財政に裏付けられた計画といたしまして、期間は概ね10年間といたしております。以上策定方針（案）について簡単にご説明申し上げました。

森議長

ただいま、新市建設計画策定委員会の方で決めていただきました新市建設計画の策定方針につきまして提起をさせていただきました。この事項につきましては次回の協議会で正式協議事項として提案させていただくこととなりますが、この際ご質問・ご意見等がありましたらご発言をいただきたいと思います。はい、どうぞ。

北山委員

山村問題について少しお願いがあります。実は日本は工業優先社会の構築により、山村は過疎になり人がいなくなりました。市民が一番望んでいる自然環境は今大きく崩れ去ろうとしております。そういったことを踏まえて、山村に人がいなくなったことで、森林整備が出来ないという状況に実はなっております。間伐事業等、積極的に森林整備を実施する政策を、新しい市の基本方針に何としても入れていただきたいと思っております。また、地方交付税・補助金等、そういったことには関係なく、今後の重要施策の中にきちんと入れていただきたいと思っております。重要なこのことにつきまして、合併論を今後大いに見直さなければならぬかなあというような思いも実はしておりますので、市長さんの独自の意見でも結構でございますし、また合併協議会としての今後の、向こうの見えるご答弁がいただけたら大変ありがたいと思っております。以上です。

森議長

ご意見はよくわかりました。一つひとつのことについて私が答弁していく事柄かどうかということは別といたしまして、個人的な見解をというお尋ねでございますので、そういう意味での見解を申し上げさせていただきます。ありがとうございます。

今までもずっと申し上げてまいりましたが、今度の富山地域の合併の流れのひとつの大きな側面というものは、いつもこういう言い方をしておりますが“川上・川下の一体”ということがあると思っておりますし、今日までもそのことを強く主張して参ったわけでございます。川上があってこそ川下が存在するわけでありまして、川下が一体となって川上を支えるということが大変大事な事柄だろうと、このようにも思っております。これは森林・山林のみならず、中山間地におけるほ場農地ということについても、将来に向けて耕作放棄が増えていくということなどがありますと、国土自体が荒廃していくという認識もっております。従いまして、今度の合併の協議の中でのきわめて主要なテーマとして、みんなで地域全体の農地・山林の保全をどう図るのかということは大変重要な問題だと、このように認識しております。具体的な事柄については、これから建設計画が煮詰まっていく中で、どういう事業がそこに盛り込まれていくのかというのは、策定委員会などにおいても議論される事柄だと思いますが、基本的な考え方としては、私個人としては、今申し上げたような認識でございますのでご理解いただきたいと思っております。他にございませんでしょうか？ はい、どうぞ。

藤澤委員

婦中町の藤澤でございます。2点ばかりお尋ねしたいわけでありまして、その1点目は、この策定方針に基づいて今後いろいろと多岐にわたって、新市建設計画が協議されていくものと思いますが、その新市建設計画の策定の際に、各自治体で進めている現在の総合計画やそれに付随している実施計画と、今後協議される新市建設計画とは無関係ではないと思っております。むしろ乖離することなく、整合性のあるものが当然求められるものと考えられますが、そういうものを含めて新市建設計画のコンセンサスを得るために、今後どのように進められていくのかお伺いいたします。このことに関連しましてお伺いしますが、実際現在の各自治体の総合計画はそれぞれ市町村ごとにあるわけですから、その終期がバラバラであると想像しています。そこで、そういうことを踏まえて、今後どのように調整を図っていかれるかお伺いいたします。

次に2点目です。この策定方針の計画の主旨のところ、この確認書等を尊重すると明記されているわけですし、そこで私も各首長さん方で確認された内容をちょっと読んでみましたが、その中で地域の振興策というのがありますが、その中に想定されている合併特例債の活用事業について触れられていたと思っております。そこでその活用事業として、こういうふうに書かれておりまして、この際確認をさせていただきたいのですが、具体的に富山市以外の地域の均衡ある発展に資するため重点的に充てることを基本とした公共的施設の整備事業と書いてございます。そこで当然このことが新市建設計画の策定にあたって、その前提になるものと理解しているのですが、確認の意味も含めましてそういうことで間違いのないでしょうかお伺いいたします。以上2点でございます。よろしくお伺いいたします。

森議長

それでは今2点質問がありました、事務局の基本的な考え方を説明いただけますでしょうか。

阿部事務局長

それではお答えさせていただきます。第1点目、現在の各市町村の総合計画との整合性についてでございますけれども、新市建設計画につきましては、合併によって誕生する、いわゆる新しい市の建設を総合的かつ効果的に推進し、一体性の速やかな確立と、それぞれの地域の特色を活かしながら、新市全体の均衡ある発展が図れるよう、施策の方向を示すことを主旨としております。そこでこの新市建設計画の策定にあたりましては、構成市町村の総合計画等を踏まえて、その現況等を分析するとともに、県の長期計画だとかあるいは富山地区広域市町村圏計画等から、構成市町村の広域的な位置付けや担うべき役割等について、優先順位等も整理し協議したうえで策定されるものと考えております。

2点目の件につきましては、事務局といたしましては、確認書の明記事項については、当然尊重され、協議され、策定されていくものというふう考えております。以上であります。

森議長

よろしいですか。最後の事柄につきましては当然のことですので、そういうこともあって確認書を作ったわけですから、確認書に謳われている精神というものは、当然尊重していくという基本的な考え方

でありますので、もう一度申し上げさせていただきたいと思います。他にございませんでしょうか。

山田委員

今後の議事の進め方につきまして伺いたいと思うのですが、関連して質問したいという場合は発言の許可はいただけるのでしょうか？

森議長

基本的には今回提起させていただいたものを一旦お持ち帰りいただき、次回の法定協議会で正式な協議事項とするという原則を皆さんで決めさせていただきました。従いまして、次の協議会までの間に質問事項等を出していただければ、それに対する考え方をまとめることができますし、あるいは十分なお答えも用意できるという考え方でございます。しかし、そうでなければ駄目だと申し上げているわけでは決してございませんので、お互いにそういったことを基本としながら、どなたかの発言に対して関連質問をいただくことは、いっこうに構わないというふうに考えます。

他にございませんか？ それでは、今ご説明しました新市建設計画の策定方針(案)につきましては、先程も申し上げましたが今日提起をさせていただいたわけですので、次回までご検討いただいて、次回の協議というふうに進めていきたいと思っております。

それでは次に、本日の正式協議事項に移りたいと思います。まず「議案第10号 平成15年度富山地域合併協議会補正予算(第1号)について」内容の説明を事務局からお願いいたします。

事務局

「議案第10号 平成15年度富山地域合併協議会補正予算(第1号)について」ご説明いたします。13ページをお願いいたします。今回の補正は山田村さんの協議会参加に伴うものでございます。補正額は歳入歳出それぞれ7,067千円を追加し、歳入歳出総額を103,681千円とするものであります。15ページをお願いいたします。歳入7,067千円は負担金として山田村さんに対する均等割・人口割分と、国からの支援分に係る500万円を合わせたものでございます。それに対する歳出は、協議会委員増に伴うものなど、今後支出見込みを勘案してそれぞれの支出費目に配分したものでございます。以上であります。

森議長

ただいま、説明いたしました「議案第10号 平成15年度富山地域合併協議会補正予算(第1号)について」ご質問等はありませんでしょうか。無いようでございますので、議案第10号は原案の通りご承認させていただいてよろしいでしょうか。(承認)

森議長

はい、ありがとうございました。それでは議案第10号は原案の通り承認させていただきます。次に「議案第11号 富山地域合併協議会における合併協定項目及び協議方針について」前回提起申し上げた事項でございますが、その後内容等に変更があれば事務局から追加説明をお願いしたいと思います。

事務局

「議案第11号 富山地域合併協議会における合併協定項目及び協議方針について」は、18ページの協議方針につきまして、1点変更事項がございます。基本的な考え方の(1)平成15年3月26日、7市町村で取り交わしました「富山地域合併協議会発足にあたっての確認書を尊重する」という表現していた部分を、「確認書等を尊重する」という表現に変更したものでございます。理由でございますけれども、構成7市町村共通の基本的な事項について確認を行いましたこの確認書以外にも、これまでの設立準備会段階で各市町村間において協議を重ねた経緯がございます、それらも協議事項に含むということで、この“等”を追加したものでございます。以上でございます。

森議長

「議案第11号 富山地域合併協議会における合併協定項目及び協議方針について」は、先に提示した

ものに加えて、ただいま変更事項についての説明を申し上げました。それでは全体としてただいまから審議に入りたいと思いますが、何かご質問等はございませんでしょうか？

委員

先日アンケート調査というものが届きました。今、隣同士でお話しながら、皆さんのところにも来ましたか？ ということで聞いたのですが届いていない様子です。今ここに集まっていらっしゃる委員さん方にも配っていただけたら良かったかなあと思っております。

森議長

申し訳ございませんが、ただいまお諮りしている「議案第11号」についてまず審議を進めていきたいと思えます。今お話のありましたご意見については後ほど事務局の方から説明できることがあれば説明いたします。他に、議案につきましてのご発言ございませんでしょうか？ はい、どうぞ。

圓山委員

細入村の圓山と申します。18ページでございますが、協議の視点というものが最後に3つ挙げております。1つ目はスリムで効率的な行政体を目指す、2つ目は住民の理解が得られるかの視点、3つ目は合併後の新市の生活が、原則、従来の営みと変わらない、急激な変化をもたらさないという視点。非常に大事なことが3つ挙げておりますが、地域住民にしますと、この挙げ方が逆転すれば一番よく見えると申しますか、まず1番が合併後の新市の生活が原則、従来と変わらないというものがあって、しかも住民の理解が得られ、その上でなおかつ、スリムで効率的な行政体を目指していくのだと。並べ方はとにかく3つは一緒なんだという考え方もございますが、こうして並べますと、どうもそこに取り方によっては優先であるとか、順位というものが働いてきやしないか、と申しますのは、やはりスリムありきで、3番は配慮ということになりかねないということもございますので、これからはこういうことがどンドンでてくると思うわけです。そうしますと、住民の側に立ったいわゆる表記の仕方等もあってもいいのではないかと思うわけであります。

もう1点関連でございますが、そういうことから申せば、こういう視点とかいうものを地域住民に情報提供していくということであれば、広報等にも十分配慮いただいて、できるだけ合併に関する情報の提供を行っていただきたいなど、こんなふうに思っているわけでございます。以上でございます。

森議長

基本的なものの考え方ということですので、会長という立場でお許しをいただいて、私の方で考えを述べさせていただきたいと思えます。ご指摘のありました最初の部分につきましては、優先順位を表しているものではございません。この3つの考え方・思想というものを大事にしていかなければならないということ、いわば宣言としてここに表記したというふうにお受け止めいただければ大変有り難いわけであります。

それから、事務局なりの広報の考え方を後で説明いただければいいと思えますが、合併前段階においては、それぞれの市町村において当然にして各住民に対して説明責任を持っているわけでございますので、まず第一義的にその取り組みというものをやっていかなければならないと思っているところでございます。

阿部事務局長

住民の方々への広報等につきましては、協議会だよりというものを来月の半ばぐらいには第1回目を配布させていただきます。それと同時に、ホームページにおいて協議会での協議事項、それから会議録、会議資料などを全て載せておりますので、ご利用される方は利用していただきたいと思っております。以上です。

森議長

よろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。それでは他にございませんでしょうか。はい、どうぞ。

吉村副会長

会長さんでおいでになります議長さんの横に並んでおりまして、発言をするのはいささか問題かと思うのですが、あえて発言の機会をいただきたいとこのように思います。といいますのは、法定協議会が出発してからもう3カ月程経つわけでございますが、やはり協議を促進するといいますか、どんどん進めていくという意味で少しお話をさせていただきたいと、このように思うわけでございます。今回の議案につきましては、既に助役さんあるいは総務課長が参加しております幹事会の方で十分に協議をされたことであるわけでございますけれども、この合併の協定項目、いずれも重要なものばかりでございますが、この中に何点か、私としてはお話を申し上げたいことがございます。

といいますのは、たとえば17番目の「町・字名の取扱いに関する事」ということがあるわけでございますが、これにつきましては本来それぞれの地域の住民の皆さんの考え方を主体に取り扱うべき問題だとこのように思うわけでございますが、今日も委員が会長さんの方から指名されたわけでございますけれども、新市の名称等に関する検討委員会というのがあるわけでございまして、当然、今後アンケート等も実施されるのではないかとこのように思うわけでございますが、この新市の名称と町・字名というのは、ある程度関連性があるように思われるわけでございまして、アンケート等をされるとすれば、できることならこの部分は一緒に検討委員会で扱っていただくのがいいのではないかとこのように思いがいたします。規約の中では新市の名称と新市の事務所の位置ということで限定されているわけですが、そのあたり一度検討していただいた方がいいのではないかと、このように思っているところでございます。

それから、22番目の「地域審議会に関する事」ということでございますが、先ほどからお話がございましたように、合併の協議会を発足するにあたりましての確認書の中で、合併後において現行の市町村における自主性を十分発揮できるようにということで、いわゆる地域自治組織、まあ国の方では最近そういう呼び方をしているわけでございますが、それぞれの市町村がそれぞれの地域の独自性を活かしながら、地域としての役割を果たしていくという基本的な考え方があるわけでございますが、その中で国の方では、地域自治組織として地方制度調査会において2つの案が出てきているわけでございます。そのこととここに書いてございます地域審議会というものは密接に関連しているわけでございまして、合併特例法上では地域審議会というものははっきり位置付けしているわけでございますけれども、今後の国の動向ももちろんあるわけでございますが、やはり広い意味でいいますと、地域審議会というよりも地域自治組織といった考え方を是非打ち出していく必要があるのではないかと、このことはやはり合併に際しての確認書の中である程度謳われているわけでございますので、そういった考え方で協議項目の内容を広げるのか、あるいは追加するのが適当ではないかと、このように思うわけでございます。

それから次の23の「電算システム統合に関する事」という項目があるわけでございますが、先程報告の中で電算システム統合に関する支援業務委託の内容についての報告があったわけでございますけれども、この契約名は「富山地域情報システム統合に係る～」となっているわけでございまして、いわゆる行政の中の事務処理をするための情報システム、電算システムの統合という面だけでなく、もう少し幅広く地域の情報化といった視点でもって、こういったことを捉える必要があるのではないかとこのように感じているわけでございまして、そういった意味でこの項目につきましても、内容を広げるのか、あるいは新たに項目を追加するのか、そのあたりを検討していただければいいのではないかと、このように思っております。

そしてこのことに関連いたしまして、先程の説明の中に基本方針に基づく情報システム統合スケジュール云々と書いてあるわけでございますが、基本方針については実を言いますと、どの場で協議するのが適当かという問題はもちろんあるわけでございますけれども、この場に出てきたことはないわけでございまして、そういった意味でやはり一度この基本方針についてどういう考え方なのか示される必要があるのではないかとこのように思っております。といいますのは、やはり今情報化という問題は地域にとりましてきつてもきれない問題でございますし、単に行政だけの問題ではなくに地域全体の問題であるという視点に立って、是非そういうことを協議する必要があるのではないかと、このように思っているところでございます。

いずれにいたしましても、合併協議を進めていく段階におきまして、やはりある程度促進をするという意味では、基本的なフレームをある程度早めに示していかないと、なかなか細部にわたる協議が進めにくいのではないかとこのように思われるわけでございまして、今回の協定項目につきましてはいずれも重要なものでございますが、それぞれの項目についてやはり基本的な考え方を早めに打ち出す必要があるという

意味で、少し意見を述べさせていただいたところでございます。そんなことでひとつよろしくお願いを申し上げます。

森議長

何点かお話がございましたうち、まず協定項目17番の町・字名の取扱いについては、新市の名称検討委員会の協議事項としてはどうかというようなご主旨の発言がございました。それから地域審議会に關することという22番については、地域審議会のみならず地方制度調査会が検討しているような地域自治組織についても検討対象とすべきではないのか、というようなご意見でございました。また23番の電算システム統合に関しては、統合ということのみならず地域の情報化という視点でも検討すべきではないのか、加えて9ページの4の(2)の基本方針はまだ示されていないので、これの内容はどういうことなのかというようなご質問・ご意見だったと思います。順番に事務局の考え方を説明願います。

阿部事務局長

まず1点目の合併協定項目の「町・字名の取扱いに關すること」についてでございますけれども、富山地域合併協議会の新市の名称等の検討委員会につきましては、規程によりまして、あくまでも新市の名称と新市の事務所の位置に關することについて検討することとなっております。そこで、どちらかといいますとそれぞれの地域住民の思いが非常に大きい部分であると思っておりますことから、それぞれの住民の方々の意見をお聞きしながら、それぞれ現在組織されております専門部会や幹事会で十分検討した上で、協議会でご協議いただきたいと思いますと思っております。

2番目ですけれども、前提として当協議会において協議すべき合併協定項目全体を協議マニュアルに基づく基本的な項目名で表記し、提起しているものとお考えいただきたいと思います。そこでこの地域審議会は、平成11年の合併特例法の改正により定められた項目であり、旧市町村の区域を単位として新市の長から諮問を受け、必要に応じて長に対し意見を述べることができる機関として置くことができますとされております。このことから設置の可否も含めて当然協議されるべき事項としてここに挙げてございます。その一方、地方制度調査会において検討されております地域自治組織については、本年11月頃を目途に最終報告がなされ、その後国において法律の整備が行われるものと伺っており、事務局といたしましては地域審議会を地域自治組織に表記を訂正するのではなくて、地方制度調査会の動向も視野に入れながら、並行して専門部会で検討してまいりたいと考えております。従いまして、最後報告がされる秋頃を目途に、必要に応じて当協議会において協定項目に明記して追加するか否かを協議していただければと思っております。

3番目の電算システム統合に關することについてでございますが、電算システムという概念の中の問題になりますけれども、旧自治体単位での設置が検討されております行政総合センターや地区センターを結ぶネットワークシステム構築などの、いわゆる情報システムを含んでいるものと考えておまして、行政の内部処理だけではなく、住民サービスも視野に入れた協議が必要であることはご指摘のとおりであります。従いまして、先程もご報告いたしました電算システム統合に係る支援業務委託におきましては、「情報システム」ということで明示をいたしております。また、基本方針に關してですけれども、現在専門部会あるいは分科会で検討しているものでありまして、具体的なシステム統合の基本案ができあがり次第、協議会においてご協議していただければと考えております。以上です。

森議長

どうでしょうか、現時点で協定項目を決定するという段階で、いわゆる地方制度調査会の地域自治組織が正式に決定されているわけでありませぬので、今のところ地域審議会に關することというマニュアルどおりのもので決めておいて、具体的に地域自治組織が11月頃に法律が出されてくるということになれば、その時点で当然変更なり追加なりしていかなければならないと思っておりますが、こういう取扱いでどうでしょうか？

吉村副会長

取扱いは取扱いといたしまして、やはりこのことについては、たとえば基本的な問題でございますので、やはり並行して国の考え方を基に自主的な協議をされる必要があるだろうという意味で申し上げた

わけでございます、そのようにご理解をいただきたいと思ひます。

森議長

それはその通りですね。当然ですね。それでは今のことも含めまして3点ご要望がありましたことは、今の説明でよろしゅうございますか？ はい、それではありがとうございます。他にございませんでしょうか？ はい、どうぞ。

岡本委員

先程事務局の方から説明があったことと関連してお尋ねしたいと思ひます。情報提供の手法について説明がございました。インターネット等において公開しているということでしたが、1回目の協議会から2回目の協議会にわたっては大変遅かった。2回目はそれなりには出ていた。ですけど、今後たくさんさんのいろんな協議をされたことが膨大に増えてくるわけでございますが、今日傍聴に来ておられる方はここで瞬時に分かりますけれども、参加できなかった方はすぐにでもインターネットを開きたいという捉え方でおられるということでありまして、できるだけ速やかにそういったものについて取り組んでいただきたいということを思っております。今後大きく情報量も増えてきますが、どれくらいの能力でやっていけるかをお尋ねしたいと思ひます。

阿部事務局長

相当協議事項が増えるといったことも実は考えておりまして、立ち上げてしばらくしてから基本的な容量を増やしました。作業的にも、とにかくできるだけ早くということで、ホームページ等に入れていきたいと考えています。また特に急ぐもの、それぞれの市町村に特に関連あるもの等々につきましては、当然協議会だよりを出しますけれども、それ以前にそれぞれの市町村の広報等で周知・ピックアップしていただいて、できるだけ早くお知らせしていきたい、全体の中では、こうした視点をもって協議を進めていきたいと思っております。

森議長

はい、他にございませんでしょうか。それではないようでございますので、「議案第11号 富山地域合併協議会における合併協定項目及び協議方針について」原案のとおり承認するということでご異議ございませんか？（異議なし）

森議長

ありがとうございます。それでは議案第11号につきましては原案のとおり承認させていただきます。次に、議事に関しましては以上でございますが、その他として、まず第4回富山地域合併協議会の開催につきまして事務局から説明をお願いします。

事務局

次の第4回のこの富山地域合併協議会の開催についてでございますけれども、次回の開催につきましては来月7月31日の木曜日になります。午後2時から富山国際会場の「大手町フォーラム」多目的会議室（2F）において開催させていただきます。よろしくお願ひいたします。

森議長

第4回については今説明がありましたとおりでございます。

先程、実施のありましたアンケートにつきましてご質問がありましたので、どういう考え方でどういう状況で進めているのか説明をお願いします。

事務局

住民アンケートについてご説明申し上げます。新市建設計画策定に係るアンケート調査ということで、目的につきましては新しい市の将来構想の方向性を探り、どのようなまちづくりを進めていくかということ、住民の方々の意向を把握して、それを新市の建設計画の基礎資料とするための調査ということ

でございます。調査につきましては、6月11日に発送いたしまして6月23日回収、6月末最終回収いたしておりますが、それから集約いたしまして分析して、7月末には皆様にご報告していきたいと考えております。対象といたしましては、構成市町村全体で18歳以上の方6000名を無作為抽出して実施いたしております。先程のご意見でございますが、そのアンケートの内容といたしますか、そういうものについてできれば委員の方ということだと思っておりますが、そのアンケートについて今度の協議会までに1部ずつ委員の方にご配布するというところでよろしいでしょうか？（了解）

森議長

それではこの際でございますので他に今日の議案や提起事項に関わらず、ご意見やご発言がございましたらいただきたいと思います。はい、どうぞ。

杉山委員

八尾の杉山でございます。推進債についてお聞きしたいのですけれども、合併推進債につきましては今後建設計画を策定する際にも、継続事業の場合にはいろいろと影響を及ぼすものだというふうに思っているのですが、合併推進債をそれぞれの市町村が活用したいとする時に、その活用の可否、または何といたしますか調整ですね、これについてどのような場で協議すべきなのかということをお聞きしたいですね。法定協議会の中で協議の対象とするのかどうか、もしそうであればどのような場、どのような方法で協議を進めていかれるのかということをお聞きしたいと思います。

事務局

合併推進債につきましては、現実問題として、16年度ということに限定されることになろうかと思えます。県の方では、一つには前提として合併協議会でまとまって、要するに合併する協議会全体としての事業であることが一つ前提であります。従いまして、合併までにどうしてもしなければいけない、全体の協議会としてやらなければならない、構成市町村としてやらなければならない事業について合併推進債が利用できるという一つの目的があるかと思っております。

これにつきましてはそれぞれの市町村の中での思い等もあろうかと思っておりますので、この洗い出し等々につきましては、いわゆる幹事会等で積み上げていって、その段階でこれは協議会でどうするかなどを調整をさせていただきたいと思っておりますけれども、具体的なものがあるのかということも含めて、洗い出しをまずやらなければいけないのかなと思っております。

森議長

まあそういうことでしょうかね。幹事会ですね。酒井委員、現時点での県の考え方を説明いただきたいのですが…。

酒井委員

県の市町村課長ですけれども、詳しい取扱い基準みたいなものは手元には持っていませんけれども、推進債そのものが今事務局から説明がありましたように、合併に際して合併前にどうしても急いでやらなければならないという、そういう必要性がまずありますね。それは合併を協議しておられる関係の市町村で合意がいるということで、どの段階でその合意を、例えば法定協議会で議決せよとか、そういうところまでは確か書いてなかったと思います。当然既に富山地域は合併協議会ができていますから、それをなしに協議を進めていくということはまずないと思いますので、それがどのレベルで、たとえば幹事会とか、この場でなされるのか、それぞれ案件によって専門的に実務レベルで話ができるものもありましょうし、ある程度大きな政治的な判断というものもありましょうから、一律にどうのこうのとは申し上げられません。基本的に既に合併協議会が発足して関係市町村が合併を目指しておられるわけですから、その方々の間でその事業について位置付けがオーソライズされているということが必要ということでございます。漠然とした言い方しかできませんけれども、案件によってそれぞれ性質の違いはありますけれども、どういう形であれ関係市町村で合意がなされているということが必要ということでございます。

森議長

私が質問するのも変ですが、関係市町村や法定協議会で関係市町村も合意して合併を推進するために必要な事業だと決めたとしましょう。それで十分条件ですか？

酒井委員

資金的な枠の話もありますし、そこで決めたから全部何でもやれるということはなかなかないと思いますけれども。

森議長

そこはそこ、県は県のご判断ということですか？

酒井委員

そうですね。当然その1年以内にどうしてもやらなければならないかという必要性というのは正直申しまして本当にあるのかなという感じはいたします。17年3月を目途に合併を進めようとしておられるわけですから、実際今から詰めていって関係の協議が整うということになりますと、本年度後半が遅くともその先ぐらいになるかと思えます。その間に最初の設計とかいろんな（ハードになるか何になるかわかりませんが）準備作業を進めて事業を着手しなければならないという時に、あと数カ月待つが待たないかという必要性ですね、それがありますので。確かにいろんなメニューとして枠はありますけれども、基本的に合併のためにどういう必要性があって、かつ今やらなければならないというような、それぞれの視点がありますので、それらが十分整理されて説明できるというものにしていただく、当然そういうことでの合意をいただきたいということでございます。

森議長

合意ができたとすると当然県とも協議をさせていただかなければなりませんから、またその時にいろいろと議論させていただきたいというふうに思います。他にございませんか。無いようでございますので、それでは以上で本日の会議、予定しておりました事柄について全て終わりましたので終了させていただきますと存じます。長時間にわたりまして熱心にご審議を賜りましてありがとうございました。次回へ向けて今日ご提起させていただきました事柄につきましては、またそれぞれのお立場でご検討いただいて、次の協議会にお臨みをお願いしたいということをお願い申し上げて、終了をさせていただきたいと思います。ご苦勞様でございました。

阿部事務局長

これもちまして本日の第3回富山地域合併協議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

第 3 回 富 山 地 域 合 併 協 議 会

会 議 録 署 名

会 長 森 雅 志

署名委員 岡 本 保

署名委員 高 野 啓 良